

トンネル等のコンクリート構造物点検を支援する技術について

現 状

- ・ 京都府では、トンネル 6 5 本、シェッド 1 5 箇所を管理
- ・ 国の点検要領に基づく、専門技術者による法定点検を実施（1 回／5 年）
- ・ 京都府の点検マニュアルの基づき、職員による目視点検を実施（毎年）
- ・ 平成 2 6 年度に専門技術者による法定点検で「Ⅱ b」と判定され、職員の点検においても顕著な劣化の進行を確認していない箇所から、平成29年度にコンクリート片（ $0.25 \times 0.13 \times 0.06$ ）が落下した。（第三者被害無し）

課題 1（法定点検段階）

- ・ 統一的な尺度に基づく点検結果の確認が必要

課題 2（職員点検段階）

- ・ 現地で法定点検で確認された劣化箇所の特定が難しく、劣化の進行等が確認しづらい
- ・ 点検経験の浅い職員も点検を実施

新技術に求めること

- ・ これまでの点検結果等から、点検結果の妥当性等を確認する技術
- ・ 現地で、過年度の法定点検箇所の位置、状況を容易に確認する技術
- ・ 経験が浅い点検者による点検を補助する技術

